

みよし市業務委託最低制限価格実施要領

(目的)

第1条 この要領は、みよし市が発注する業務委託に係る競争入札における最低制限価格制度の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象は、予定価格が50万円を超える業務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 庁舎その他施設の清掃業務
- (2) 庁舎その他施設及び設備の保守点検業務
- (3) 警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）
- (4) 受付案内等業務（人材派遣契約を含む。）
- (5) 草刈業務又は樹木管理業務
- (6) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額に10分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 草刈業務又は樹木管理業務 予定価格（予定価格から消費税及び地方消費税を差し引いた金額をいう。次号において同じ。）の算出の基礎となった次のアからエまでに定める額の合計額（ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額）とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

- (2) 前号に掲げる業務以外の業務 予定価格に10分の7.5を乗じて得た額

(入札の執行)

第4条 契約担当者は、この要領を適用するときは、入札の公告又は指名通知書等に当該価格を設定する旨を記載し、入札参加者に周知するものとする。

- 2 契約担当者は、最低制限価格を定めたときは、予定価格調書に当該価格を記載するものとする。

(落札者の決定)

第5条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格は、非公表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年12月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、令和6年4月1日以後に契約を締結する請負契約から適用する。

附 則（令和 6 年12月 6 日）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 6 年12月 6 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のみよし市業務委託最低制限価格実施要領の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に契約を締結する請負契約から適用する。